

学生旅費支援事業

本事業の背景

九州・沖縄地区で開催される九州支部学術講演会は、毎年、九州・沖縄地区内の各地を巡回して開催されているが、これらの地域は最長で 800 km 以上（福岡ー沖縄）の距離を隔てている。この距離は、東京ー福岡間の距離に匹敵し、九州・沖縄地区在住の学生会員にとって講演会参加に要する交通・宿泊に関する経費による経済的負担は、本人のみならず、指導教員にとっても大きいものである。また、本主催の応用物理学会学術講演会についても、多くの場合、地理的状況により参加の為には航空機を使用せざるを得ず、学術講演会参加の為の学生・指導教員の経済的負担は、本州大都市近郊在住の学生と比較して極めて重い。

このような状況下、学生会員は次世代研究者として応用物理学会を担う重要な存在であり、本部・支部学術講演会の期間全体を通して幅広く多くの講演を聴講する事が極めて重要であるにも拘らず、上記の経済的理由で参加不可能となる場合や滞在期間を短縮せざるを得ない場合もしばしばである。

以上の観点から、九州支部において、支部学生会員支援制度を設置し、意識の高い支部学生会員の本部・支部学術講演会等への参加の支援を行う。

支援の詳細は、次ページ参照。

学生旅費支援事業：支援基準および手続き

本事業における応用物理学会学生会員への旅費支援は以下の基準により行うものとする。

1. 九州支部学術講演会において、以下のいずれかの条件を満たす学生会員（入会申し込み中の者を含む）には、参加するための旅行で宿泊費実費（1泊の上限 10,000 円、最大 2 泊分で計 20,000 円まで）の支援を行う。ただし、支援対象の宿泊に関して他からの経済的支援がないことを条件とする。

- （1）講演発表（含、国際セッション）をする学生であること。
- （2）支部学術講演会開催のスクールに参加する学生であること。
- （3）震災地など緊急事態において考慮が必要な学生であること。

2. 以下の手続きにより申請・支援を行うものとする。

- （1）申請は、支部学術講演会初日の 1 ヶ月前までに支部指定の申請書に必要事項を記載し、当該学生の指導教員が研究室毎にまとめて行うこととする。
- （2）支援対象の宿泊に関して他からの経済的支援がないことを確認のため、上記申請書に指導教員の署名を求める。
- （3）申請書、および当該学生の振込先を記した金融機関口座申請書は、申請書記載の支部の担当幹事に電子メールで提出する。
- （4）遠方から参加、国際セッションへの参加、被災等の緊急事態にある学生を優先とする。
- （5）パック旅行など交通費と宿泊費の区分が難しい場合は、10000 円/泊 とみなすものとし、支給対象とする。
- （6）九州支部学術講演会期間中に会場受付において、ホテル・旅行社等の領収書原本（当該学生宛）を徴収するとともに、実際に参加したことの証明として当該学生の直筆署名を求める。
- （7）宿泊費の支給は、後日銀行振込により行う。
- （8）スクール受講の場合には、（6）に加えて、指導教員を通してスクール受講証明書の提出を求める。

3. 単年度総予算(20 万円)を超えた場合は、その年度の支援を打ち切る。